

魚津市告示第18号

寄附受理に関する事務取扱要領の一部改正について

寄附受理に関する事務取扱要領（平成19年魚津市告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月3日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 - 第 3 （略） 第 4 表彰等の措置 1 感謝状及び記念品の贈呈 10万円以上の寄附者に対しては、寄附金品の受領後速やかに主務課で感謝状の案文を起案し、企画部企画政策課長の回議を経た後決裁を受けて感謝状を贈呈するものとする。 <u>また、100万円以上の寄附者に対しては、記念品を贈呈するものとする。ただし、次項に規定する紺綬褒章の具申を希望する寄附者に対しては、記念品を贈呈しないものとする。</u> 2 紺綬褒章の具申 紺綬褒章の授与の対象と認められる寄附者については、企画部企画政策課を通じて市長に具申するものとする。 3・4 （略） 第 5 （略） 様式第 1 号 - 様式第 3 号 （略）	第 1 - 第 3 （略） 第 4 表彰等の措置 1 感謝状及び記念品の贈呈 10万円以上の寄附者に対しては、寄附金品の受領後速やかに主務課で感謝状の案文を起案し、企画部企画政策課長の回議を経た後決裁を受けて感謝状を贈呈し、100万円以上の寄附者に対しては、記念品を贈呈するものとする。 2 紺綬ほう賞の具申 紺綬ほう賞の授与の対象と認められる寄附者については、企画部企画政策課を通じて市長に具申するものとする。 3・4 （略） 第 5 （略） 様式第 1 号 - 様式第 3 号 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。